2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月12日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から横須賀地方合同庁舎（仮称）建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①、④、⑥～⑨　第１号２⑴①、③、⑤～⑧に同じ

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装及び内装を含む新築）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

㋐１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）若しくはｄ）のいずれかに該当する施設。

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びそれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が「３．延床面積」以上ある施設

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分が、当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設

２．構造及び階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数６階以上

３．延床面積　6,000㎡以上

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑１．建物用途　㋐１．に同じ

２．構造及び階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数２階以上

３．延床面積　2,000㎡以上

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋒の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装及び内装を含む新築）を施工した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋒１．建物用途　㋐１．に同じ

２．構造及び階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数２階以上

３．延床面積　2,000㎡以上

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ

⑶　第１号２⑶に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴、⑶～⑸　第１号３⑴、⑶～⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として、「鉄骨鉄筋コンクリート工事の施工に関する事項」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「鉄骨鉄筋コンクリート工事の施工に関する事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

4　入札手続等

⑴　第１号４⑴に同じ

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成22年10月12日から平成23年１月19日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成22年10月12日から平成23年１月19日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成22年10月12日から平成22年11月９日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年10月12日から平成22年11月９日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記⑴へ持参すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成22年12月３日から平成23年１月19日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。